

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年五月九日奈良県指令建第九〇―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月二日建第七七八一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年八月二日建第四七三七号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市逢坂二丁目五四五番一、五四五番四、五四五番五、五四五番六、五四五番七、五四五番八、五四五番九、五四五番一〇及び五四五番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二
株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂二丁目五四五番四
下水道 香芝市逢坂二丁目五四五番四の一部

一 許可番号

平成二十三年十二月十四日奈良県指令建第八八―一三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月二日建第七七八二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年八月二日建第四七三八号

三 開発区域に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番四二五、一三〇〇番五四〇、一三〇〇番五四一、一三〇〇番五四二、一三〇〇番五四三、一三〇〇番五四四、一三〇〇番五四五、一三〇〇番五四八、一三〇〇番五四九、一三〇〇番五五〇、一三〇〇番五五一、一三〇〇

番五五二及び一三〇〇番五五三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 檀原市縄手町一二番地の八

三 笠アサヒホーム株式会社 代表取締役 小谷保男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番四二五

緑地 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番五四五

水路 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番五四八

一 許可番号

平成二十四年三月十四日奈良県指令建第八八―一九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月三日建第七七八三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年八月三日建第四七三九号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字田井二七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町北野一三七番地の二〇

株式会社山崎ハウジング 代表取締役 山崎稔明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字田井二七番一の一部

水路 大和高田市大字田井二七番一の一部